

令和6年12月25日 掲載
令和7年2月13日 更新
令和7年4月14日 更新
令和7年6月3日 更新
令和7年11月26日 更新

Q&A（従業員の皆さまから寄せられたよくある質問とご回答）
従業員の皆さま共通編

本Q&Aは、債権者の皆さまから特に多くお問い合わせをいただいている質問について、整理・分類した上で、「従業員の皆さま共通」に関するご回答を掲載しています。以下では、医療法人社団美実会及び一般社団法人八桜会をあわせて「破産者ら」といいます。

Q1 破産者ら及び破産管財人からのメールが届きません。

A1 以下のメールアドレスは、受信できない場合があります。別のメールアドレスを、従業員専用の問合せフォームからご指定ください。

①携帯電話のキャリアメール

例：@ezweb.ne.jp、@softbank.ne.jp、@i.softbank.jp、@docomo.ne.jp

②メールアドレスが@icloud.comのもの

なお、これまで皆様にお送りしたメールは、破産管財人のホームページのうち、「お知らせ（従業員向け）」に【従業員・医師専用パスワード】付で掲載しておりますので、そちらからもご確認いただけます。

【従業員・医師専用パスワード】は、令和6年12月25日以降、順次、皆様にメールで通知しております。

【従業員・医師専用パスワード】の通知メールが届かない場合には、従業員専用の問合せフォームまでご連絡ください。

Q2-1 院に私物を忘れてしまいました。取りに行っても良いですか。

A2-1 そもそも、院に私物を置くことは禁止されていたと聞いており、従業員の皆様の私物は院には置かれていないものと認識しております。

もともと、私物を忘れたとの連絡が多数寄せられたため、破産管財人からの令和6年12月17日付メール（Q1のとおり、管財人ホームページにも掲載しております。）の第5項に記載したとおり、後記【私物引き取り専用フォーム】から必要事項を申請いただくようご案内しております。

申請期限は令和6年12月31日です。

申請いただいた方には、追って、破産管財人からご連絡させていただきます。

申請のない場合には、その一切の処分を各院の賃貸人または承継人に委ねますので、ご了承ください。

【私物引き取り専用フォーム】

令和6年12月25日 掲載
令和7年2月13日 更新
令和7年4月14日 更新
令和7年6月3日 更新
令和7年11月26日 更新

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSecJwKPI8UMQ-SE7u_u_phKubc6D-DIVE6Evc0xbUTBf6tvQ/viewform

Q2-2 私物引き取り専用フォームから申請をしましたが、連絡がありません。いつ引き取りに行けばよいですか。

A2-2 令和7年1月6日以降、取りに来ていただく日程をご連絡いたしますので、いましばらくお待ちいただきたく存じます。また、極めて多数の店舗の対応を処理する必要があり、個別対応をすることはできません。恐縮ながら、破産管財人が指定する時間帯（平日10時～17時のうち、2時間程度の時間帯を指定する予定です。）に、各院に取りに来ていただきますようお願いいたします。破産管財人が指定する時間帯に取りに来ることができない場合であっても、代替日をお示しすることはいたしかねますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

Q3 傷病手当の申請がしたいです。

Q3 傷病手当の申請用紙のうち、会社において記載する事項以外の事項（従業員の皆様ご本人及び主治医に記載いただくべき事項）すべてに記載いただいたうえで、申請に必要なすべての書類（4枚）を、後記【破産管財人の事務所】に記載の宛先にご郵送ください。

書類に不備がない場合には、順次、破産管財人から協会けんぽに提出いたします。

【破産管財人の事務所】

〒160-0022

東京都新宿区新宿1-8-5 新宿御苑室町ビル 5階

三宅・今井・池田法律事務所 担当林宛

Q4 年末調整のために、会社に書類を提出していました。返却してください。

A4 令和7年2月上旬までには、ご郵送にて返却いたします。

[令和7年2月13日追記]

1月下旬に、簡易書留郵便にて送付いたしました。対面で受け取っていただく必要があるため、何名かの方は、配達の際に（ご不在等で）対面での受け渡しができず、郵便局における保管期限が経過し、破産管財人の事務所に戻ってきています。

2月上旬に再度送付しておりますので、必ず保管期限内にお受け取りください。

Q5 健康保険証、会社の鍵、制服を持っています。どこに返却すれば良いですか。

令和6年12月25日 掲載
令和7年2月13日 更新
令和7年4月14日 更新
令和7年6月3日 更新
令和7年11月26日 更新

A5 制服はご自身で廃棄してください。

会社の鍵は、Q3に記載の破産管財人の事務所に郵送等で送る方法によりご返却ください。その際、健康保険証をお持ちの場合には、ご同封ください。

健康保険証をお持ちの方で、会社の鍵をお持ちでない場合には、健康保険証はご自身で破棄いただいて問題ございません。

Q6 健康診断結果はもらえますか。

A6 健康診断結果が会社に届いている場合には、順次、ご郵送いたします。

Q6-2 健康診断について、基本料金は会社負担でしたが、オプション料金を自分で病院に支払い、オプションの健康診断を受けています。オプションの分の健康診断結果も受け取れないのですか。

A6-2 ご自身で、健康診断を受けられた病院にお問合せください。

Q7-1 源泉徴収票を発行してください。

A7-1 皆さまは令和6年12月10日以前に美実会・八桜会を退職されておりますので、今後、源泉徴収票は発行されません。詳細は以下をご確認ください。

①令和6年度の源泉徴収票について

令和7年2月に発行し、8月末（八桜会）又は9月末（美実会）まで、奉行クラウド上で公開していました。Q7-2もご確認ください。

②令和7年度の源泉徴収票について

皆様の最後の給与は、令和6年12月10日勤務分（本来の支給日は12月25日）までですので、令和7年度の源泉徴収票は発行されません。

③独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」といいます。）から立替払いを受けた分について

皆さまは、令和7年以降に機構の立替払いを受けているかと思いますが、同立替払いに関しては、機構から、源泉徴収票に代わる書類として、「未払賃金立替払支給決定通知書」が発行されています。

なお、立替払金については、全額が令和6年度の退職所得として取り扱われます。

詳細は、機構のQ&A（下記URL）のQ4-1、Q4-4もご確認ください。

<https://www.johas.go.jp/chinginengo/miharai/tabid/692/Default.aspx#q4-1>

万が一紛失等により再発行を希望される場合には、機構にご相談ください。

電話：044-431-8663

相談時間：土・日・祝日を除く 9:15～17:00

令和6年12月25日 掲載
令和7年2月13日 更新
令和7年4月14日 更新
令和7年6月3日 更新
令和7年11月26日 更新

Q7-2 奉行クラウドにログインができず、源泉徴収票を見ることができません。再度見られるようにしてください。

A7-2 奉行クラウドは、提供元の会社との契約関係が終了し、八桜会については本年8月末日をもって、美実会については本年9月末日をもって、ログインすることができなくなりました。多数の債権者がいらっしゃるなかで、奉行クラウド継続のために費用を支出することが困難であることをご理解いただけますと幸いです。

また、少なくとも、美実会及び八桜会が契約していた奉行クラウドの機能上、提供していた源泉徴収票を会社側で保管できる仕様ではなかったため、現在、皆様の源泉徴収票は当職らの手元にも残っていません。

つきましては、皆様ご自身で保存されていないか、今一度ご確認をお願いいたします。

どうしても見当たらない場合には、令和6年度分に限り、過去の給与台帳等を元に、当職らにおいて再発行させていただきます。なお、何らかの事情により再発行が困難な場合には、その旨ご連絡いたします。

ご希望の方は、従前の従業員専用フォーム（URLは下記のとおり）から、「令和6年度の源泉徴収票の再発行を希望」とご連絡ください。

ご連絡いただいてからご送付（メールでの送付を予定しています）までに、2～3週間程度（年末年始期間を除く）、お時間をいただく場合があります。何卒ご了承ください。

【従業員専用フォーム】

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSe3RptH_XQ_Lrnucg4GLB59Jy10qfdD9G8jrsvXSTWhIh-P2g/viewform

~~Q7-1 給与明細（奉行クラウド）のURLやログインIDが分かりません。~~

~~A7-1 URLは法人により異なります。ログインID（OBCiD）は職員番号です。~~

~~美実会の奉行クラウドのURLは以下のとおりです。~~

~~<https://id.obc.jp/8w2iux9xlgd6/>~~

~~八桜会の奉行クラウドのURLは以下のとおりです。~~

~~<https://id.obc.jp/v4qlvtcauzi4/>~~

~~Q7-2 給与明細（奉行クラウド）のURLやログインIDが分かりません。~~

~~A7-2 URLは法人により異なります。ログインID（OBCiD）は職員番号です。~~

令和6年12月25日 掲載
令和7年2月13日 更新
令和7年4月14日 更新
令和7年6月3日 更新
令和7年11月26日 更新

~~Q7-3 給与明細（奉行クラウド）のパスワードが分かりません。~~

~~A7-3 奉行クラウド（URLはQA7-1をご確認ください）にアクセスいただき、以下の方法でパスワードを変更してください。~~

~~「パスワードをお忘れですか?」をクリックし、「OBCiD」と「メールアドレス」を入力して[送信]ボタンをクリックすると、パスワード再設定のメールが届きます。~~



~~《OBCiD》：社員番号~~

~~【八桜会】6桁の社員番号~~

~~【美実会】1桁～4桁の社員番号~~

~~《メールアドレス》：破産者らが把握しているメールアドレスを登録しています。~~

~~従前、破産者らに届け出ていたメールアドレスをご入力ください。~~

令和6年12月25日 掲載
令和7年2月13日 更新
令和7年4月14日 更新
令和7年6月3日 更新
令和7年11月26日 更新

パスワードの再設定

OBC i Dとメールアドレスを入力し、[送信] ボタンをクリックしてください。
入力されたメールアドレスにパスワードの再設定用のURLを送信します。

OBC i D	<input type="text"/>
	OBC i Dを入力してください。
メールアドレス	<input type="text"/>

送信

Q8 破産者らの元従業員を救済する広告等が散見されますが、破産管財人による業務と関係があるでしょうか。

A8 関係はありません。

Q9 破産管財人から、11月分の社会保険料等（通常は12月支給給与から控除する分）を支払うよう、書面が届きました。これは詐欺ですか。

A9 令和7年1月31日付「給与不足分お振込のご連絡」は、破産管財人からお送りしたものですので、ご対応ください。

令和6年11月16日～12月10日までの間に休職等されていた方は、12月に会社から従業員の方にお支払いすべき給与はなく、他方、11月分の社会保険料等については、従業員ご自身で一部ご負担いただく必要があります（通常の従業員の皆様（休職等されていない場合）は、支給する給与から控除してご負担いただきます）。

会社の破産手続開始にかかわらず、ご負担いただくべきものですので、恐れ入りますが、ご対応のほど、よろしくお願いいたします。

Q10 破産者らに在籍していたことの証明書（在籍証明書）を発行してください。

A10 恐れ入りますが、在籍証明書の発行については、ご対応致しかねます。

本破産手続は、両法人あわせて、約2000名の元従業員の皆さま、約10万人の利用者の皆さまから多数のお問合せ等をいただいております、個別のご対応が困難であること、何卒ご理解ください。

令和6年12月25日 掲載
令和7年2月13日 更新
令和7年4月14日 更新
令和7年6月3日 更新
令和7年11月26日 更新

皆様が破産者らに在籍されていたことについては、皆様のお手元にある、雇用契約書や給与明細、源泉徴収票、離職票、資格喪失証明書等が一定の資料となると思われるので、提出を求められている先に、これらの資料をお示しいただくとともに、破産手続開始により対応が困難である旨ご説明いただけますと幸いです。

Q11 管財人ホームページに掲載されている「財産状況報告書」のパスワードを教えてください。以前通知された従業員専用パスワードとは異なりますか。

A11 「財産状況報告書」のパスワードは、従業員専用パスワードとは異なり、破産手続開始通知書に記載されていますので、ご確認ください。

なお、破産手続開始通知書は、令和6年12月25日に電子メールでお送りしています。

所属している法人（美実会／八桜会）によってパスワードが異なりますので、ご注意ください。

破産手続開始通知書が届いていない場合には、従業員専用問い合わせフォームより、「破産手続開始通知の送付を希望する」旨、ご連絡ください。その際、在籍していた法人（美実会／八桜会）を明記してください。

以上